

発行編集
須坂市農業委員会
〒382-8511
須坂市大字須坂1528-1
☎026-248-9015

須坂市農業委員会だより



須坂市農業委員会では、去る11月10日、三木正夫市長に「須坂市農業施策に関する意見書」を提出しました。この意見書は、「農業委員会等に関する法律」に基づき提出したもので、農業委員会では、毎年、農林関連施策の実現に向けて、次年度の予算編成時期にあわせて提出しています。

農業従事者の高齢化や担い手不足、それに伴う遊休農地の増加、有害鳥獣や自然災害による農産物被害など、須坂市農業を取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

このような状況を踏まえ、農業委員会では、農業者の代表機関として、希望ある農業・農村づくりに資するため、地域農業の振興、遊休農地解消、新規就農者確保および後継者支援に向けた施策案を意見書として取りまとめ、三木市長に提出しました。

当日は、神林利彦会長、田中郁男会長職務代理、神林清治農業振興対策部会長、小林郁雄農地対策部会長、原千賀子農業後継者対策部会長の5名が会を代表して出席、各部会長が意見書の要旨を説明しました。

なお、本意見書のうち、JAに関する項目については、「農業施策に関する要望書」としてJAながのへ提出する予定です。



主な内容

- 農業施策に関する意見書提出
- 農作物盗難防止パトロールを実施
- 千曲川増水被害に関する要望書提出
- 遊休農地解消補助金について
- 家族経営協定について
- 農地パトロールを実施
- おいしい！簡単！須坂健康レシピ
- 任せて安心！県農業開発公社

農業者年金に加入しませんか 老後の生活を支えるための備えとして農業者年金に加入しませんか。 ○国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く） ○年間60日以上農業に従事 ○60歳未満 ○保険料の全額が社会保険料控除の対象になります。 ○保険料の額は経営状況などにより自由に設定できます。 ○終身年金で80歳前に死亡した場合は一時金が支給されます。 ○積立方式・確定拠出型で長期安定の制度で安心です。
農業委員会事務局 JAながの須坂支所 ☎026-245-11300

農業施策に関する意見書 要旨	
(1) I	農業振興対策について 有害鳥獣被害対策 電気柵で改良や更新が必要な箇所の張替えをされたい
(2)	ブドウ園のカラス対策 用防除ワイヤー設置の実証実験の結果の公表と有効であれば資材購入の補助制度を創設されたい
(3)	有害鳥獣の一層の駆除・捕獲に努めるとともにクマの予察捕獲について県に働きかけられたい農作物の取り残しや畠への廃棄防止について農家に周知されたい
(4)	農作業支援 繁忙期における農家の人手不足解消を図られたい
3	盗難対策の強化 監視カメラ等の設置に対する補助制度を創設されたい
4	新型コロナ禍の農業振興 県産農産物の輸出拡大 JAに要望されたい



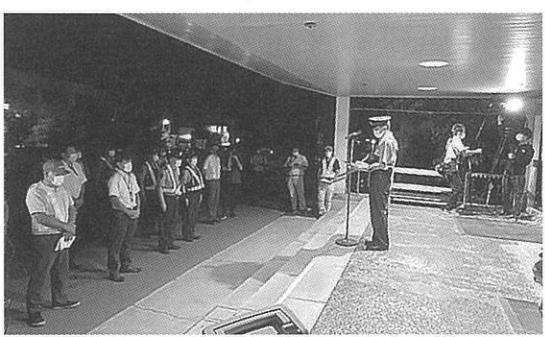
5	ふるさと納税返礼品 返礼品の品質管理の徹底を図るとともに須坂市の更なる知名度向上に向けて化粧箱等の作成・颁布を検討されたい
1	新規就農者支援 新規就農者の共同作業場が不足することがないよう確保に努められたい
2	後継者対策について 新規就農者支援 新規就農者のブドウ園地確保に向けた支援に努めるとともに、確保が困難な場合は基盤整備事業等を実施し、圃場確保に努められたい
3	放任果樹園の対策強化 遊休農地解消対策事業 補助金の再交付基準の検討結果について示されたい
4	放任果樹園の対策強化 遊休農地解消対策事業 補助金の再交付基準の検討結果について示されたい



意見書の全文は市のホームページで確認できます。

農作物盗難防止パトロールを実施しました

農業委員会では、近年、市内をはじめ近隣市町村においてシャインマスカットやナガノパープルといった高級ブドウを狙つた盗難が多発していることから、盗難被害の未然防止のため、須坂警察署、JAながの、市農林課と連携して、8月29日から10月15日にかけて、夜間盗難防止パトロールを実施しました。



8月29日パトロール隊出発式の様子

の盗難被害も後を絶ちませんので、面倒でも自宅に持ち帰るようにしましょう。

有害鳥獣を増やさないために

野菜や果実の取り残し、生ごみの野外放置は、有害鳥獣の冬場の格好の工場となります。これにより、エサの少ない冬に個体数が減少するはずが、越冬が可能となることで個体数が増加してしまうことがあります。おそれもあります。

農作物などは農地に放置せず、埋設するなど適切に処理しましょう。

問合せ 市農林課

家族経営協定を締結しませんか

家族経営協定は、農作業の役割分担、労働時間や休日、報酬、将来の目標などについて家族間で話し合い、協定内容を実践していくことで、より良い農業経営を目指すことを目的にしています。

経営面だけでなく、生活面や家事の役割分担などについても自由に取り決めができます。

文書作成が苦手、協定書の作り方がわからないという方は農業委員会でもお手伝いしますので気軽にお問合せください。

○家族経営協定のメリット

(1) 経営の発展につながります。

経営上の役割分担や収益の配分、将来の目標などを決めることで、配偶者や後継者にやる気と責任がうまれ、経営の発展につながります。

(2) 認定農業者の共同申請ができます。

夫婦や親子による認定農業者の共同申請が可能です。認定農業者向け制度資金を利用する際は、共同申請した家族の名義で資金を借りることができます。

(3) 農業者年金の国庫補助が受けられます。

青色申告をする認定農業者の方は、配偶者や後継者が支払う農業者年金保険料について国の補助が受けられます。

○問合せ

長野県長野農業農村支援センター

技術経営普及課 ☎ 026-234-9534

須坂市農業委員会 ☎ 026-248-9015



被害に遭われた皆様に心から
お見舞い申し上げます

8月15日、前線の停滞で川が増水し、千曲川河川域のリンゴやモモなど、収穫前の農作物が冠水する被害が発生しました。今回の被害は、4月の凍霜害に続くもので、地区農家の生産意欲の低下も心配されることから、8月31日、市長あて

に要望書を提出し、9月15日に要望書を提出し、9月15日、それに対する回答書をいただきました。
1 農業共済金を早期に支払うよう関係機関に要望されたい。
【回答】損害評価の早期確認と早期支払を農業共済組合に要望いたしました。
なお、本年も収入保険の掛金補助を実施します。今後も異常気象が憂慮されままでの加入促進へのご協力ををお願いします。

【回答】県およびJAから防除について周知をおこなつており、薬剤についてはJAで助成すると聞いてじられたい。
【回答】県およびJAから防除について周知をおこなつており、薬剤についてはJAで助成すると聞いてじられたい。

5 相之島地籍の農道に残った堆積土除去のため、道路清掃等を実施されたい。
【回答】堆積土の除去については8月中に実施し、完了しました。
措置を予定しております。
道路清掃等を実施されたい。
改植等に対する苗木の助成措置を予定しております。
道路清掃等を実施されたい。
改植等に対する苗木の助成措置を予定しております。

○遊休農地解消補助金
※園地までの運搬には軽トラックが必要です。
1日あたり1000円
○乗用草刈機の貸出し
○遊休農地解消補助金
須坂市内の1年以上耕作しているいない遊休農地に付して、その農地を借り受けた方または所有権を取得した方が耕作する場合、作業委託料、土壤改良費、種苗購入費などを補助する制度です。

○問合せ

市農林課

S 要件

- ① 市内の1年以上耕作していない遊休農地
- ② 利用権設定または所有権を取得した者（須坂市民に限る）
- ③ 交付年度を含め、農業上の適正な管理のもとに3年以上耕作すること
- ④ 申請する農地がこの補助金を受けたことがないこと

果樹を栽培する場合:	S 補助限度額
10アールあたり8万円	10アールあたり4万円
その他の作物の場合:	
アールあたり4万円	

農業委員会では、毎年、管内のすべての農地を対象に、農地の利用状況を調査するため、農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しています。

本パトロールは、遊休農地の所在把握、無断転用等の早期発見を主な目的に行なっています。農区やJAの協力のもと、実施しました。

農地パトロールで遊休農地と認定された農地は、農地法の規程により、所有者に對して今後の利活用意向を伺うため「農地利用意向調査」を実施する予定です。た際は、必ずご回答の上、事務局に返送していただけます。



申間で來考しりれ球害穫に先情しのあ年えて、る温も前はの今
委副委報・上ごるがさ何温異暖あるの千凍年
”委員研げ愛こ災せが暖常化り農曲霜は
員長修委ます。読と害らで化氣にま作川害コ
員長長委員す。感祈なたる策が因たが増始ナ
田春上神会中原原林編集員
郁昌秀明男博雄明員
を年年たにとおら地被收月春

編集後記

おいしい！簡単！須坂健康レシピ 村山早生ごぼうのつみ揚げ

材料（4人分）

ごぼう···250g
A [だし···150cc
砂糖···大さじ1
しょうゆ···大さじ1



片栗粉···25g

揚げ油···適量

青のり···お好みで

◇作り方

1. ごぼうは5センチくらいのスティック状に切る。
2. AをAで軽く煮る。
3. ごぼうが冷めたら、片栗粉をまぶして油で揚げる。

紹介 山岸 幸子 委員（食改推薦）

農地の売買・貸し借りは、任せて安心 (公財)長野県農業開発公社

公益財団法人長野県農業開発公社は、県知事から指定を受けた「農地中間管理機構」として、離農や規模縮小などで農地を売りたい・貸したい農家から、新規就農や規模拡大を図ろうとする農家に対して、農地の売渡しや貸付けの橋渡しをしています。

貸借における賃料徴収や支払い事務は公社が代行するほか、売買の際には税制上の特例や、契約・登記など事務手続きの支援が受けられます。

～お気軽にお問い合わせください～

長野県農業開発公社長野事業所

住所：長野市南長野南県町686-1

電話：026-233-5151（内線2180）

野焼きは原則禁止です!!

ゴミ等の屋外焼却は、法律により原則禁止とされますが、農作業における剪定枝や稻わらの焼却など、やむを得ない場合のみ例外とされています。

農作業でやむを得ず野焼きをする場合は、

- ①事前に消防署に届け出る
- ②枝や葉をよく乾燥させる
- ③天候や時間、風向きなどに注意する
- ④家庭ごみや廃プラ等についてに焚かない

火災予防と周辺の生活環境への配慮をお願いします。